

「接続機器レンタル規約」新旧対照表

改定前(2010年3月31日付)	改定後(2011年9月1日付)
<p>第3条(レンタル契約の成立及び終了)</p> <p>2. レンタル契約は当社または当社が指定する者によって、レンタルを希望する会員に対し接続機器を引渡ししたときに成立するものとします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、第5条のレンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。但し、BB サービス規約の契約成立後に無線LANカードのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日から起算して7営業日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。本項における営業日とは、東京都所在の都市銀行の休日以外の日をいいます。</p>	<p>第3条(レンタル契約の成立及び終了)</p> <p>2. レンタル契約は当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日に成立するものとします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、第5条のレンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。但し、BBサービス規約の契約成立後に無線LANカードのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日から起算して7日後が属する月の翌月1日から発生するものとします。</p>